

募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 令和8年度「おおいた働き方改革」推進事業委託業務
- (2) 履行期限 令和8年12月15日まで
- (3) 業務概要 別添『「おおいた働き方改革」推進事業委託業務 仕様書』のとおり
- (4) 限 度 額 4,736,600円（消費税及び地方消費税含む）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有するものであること。なお、資格を有していない者は企画提案の書類提出までに、以下の（4）から（7）までを証明する書類を添付すること。提出書類については、下記の間合せ先に確認すること。
（間合せ先）大分県商工観光労働部 雇用労働室 労政福祉班
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
電 話：097-506-3327
F A X：097-506-1756
E-mail：a14330@pref.oita.lg.jp
- (3) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置の対象になっていないものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は、申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、また、自己の組織の役員等が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でなく、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 県税、法人税、消費税及び地方消費税に未納付がないこと。

3 提出書類

- (1) 企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。
 - ア 令和8年度「おおいた働き方改革」推進事業委託業務企画提案申込書（様式1）
 - イ 提案者概要書（様式2）
 - ウ 企画提案書（様式自由、A4横、10ページ以内とする）
仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的に記載すること。
 - エ 見積書（様式自由、実施予定の項目ごとにその単価、金額を記載）
 - オ 業務執行体制及び業務実施スケジュール（工程表）
 - カ 誓約書（様式3）※副本は不要

キ 提案者の概要が分かるもの（企業パンフレット等）

(2) 提出部数は、正本1部、副本（正本の写し）6部とする。

※ 全てA4サイズ。長辺綴じ（両面印刷可）

4 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年5月13日（水）午後5時まで【必着】

(2) 提出先 大分県商工観光労働部 雇用労働室 労政福祉班
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

(3) 提出方法 上記の提出先に持参または郵送により提出（電子メール又はFAXでの提出は不可）

5 企画提案競技審査会

(1) 提案書の審査

『「おおいた働き方改革」推進委託事業業務に係る企画提案競技審査会』（以下、「審査会」という。）において評価点方式による審査を行う。

(2) 日時・場所

令和8年5月22日（金）13時00分～ 大分県庁舎本館8階 81会議室
オンライン（zoom）を希望する場合は、下記11の問い合わせ先に事前に申し出ること。
（詳細については、申込者に別途連絡する。）

(3) 提案方法

提出した企画提案書を使用して、1者につき15分以内の説明と10分程度の質疑を行う。追加資料等は認めない。

6 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

企画提案内容の審査基準

ア 目的性：事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。

イ 企画性：セミナー・個別相談参加企業の募集、掘り起こしなどに独自の工夫がみられるか。
「おおいた働き方改革」共同宣言・目標等を理解し、セミナー・個別相談、アドバイザー派遣が企業の継続的な取組に結びつく効果的な内容や助言体制になっているか。

ウ 実行性：実施体制、事業スケジュールが適切に計画されているか。実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。

エ 専門性：専門的な知識やノウハウを有しているか。受講者や参加・対象企業に対し、的確なアドバイスができるか。

(2) 結果通知

審査結果については、後日、提案者あて通知する。また、契約候補者名を大分県ホームページに掲載する。

7 質問

提案についての質問は、令和8年4月20日（月）午後5時までにEメールにて提出すること（様式任意）。質問に対する回答は、4月24日（金）までに、大分県ホームページに掲載する。

(1) 質問提出先

大分県商工観光労働部 雇用労働室

E-mail : a14330@pref.oita.lg.jp

件名 : 「質問・令和8年度『おおいた働き方改革』推進事業委託業務企画提案競技」

(2) 回答の場所

本企画提案競技公告内（大分県ホームページ）に掲載する。

8 業務委託契約の締結

県は、審査の結果を踏まえて契約候補者を決定し、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

なお、審査の結果をふまえて、提案内容及び金額の変更を求めることがある。

9 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

10 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 募集要項の承諾

提案者は企画提案書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。また、この企画案にかかる審査以外には使用しない。

(3) 提出書類の追加・修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めない。

(4) 提案に要する費用負担

企画提案書等の作成及び提出、企画提案競技審査会参加に要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 提案書類の提出期限を過ぎた場合

イ 提出に参加する資格がない者が提案したとき

ウ 住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

エ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(6) 企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡すること。

(7) その他、定めのない事項について、地方自治法、同法施行令及び個人情報保護の法律、その他関係法令並びに大分県会計規則、その他大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

11 本企画提案競技に関する問い合わせ先

大分県商工観光労働部 雇用労働室 労政福祉班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL : 097-506-3327

FAX : 097-506-1756